

資格認証事業及び教育事業における消費税率変更に伴う対応について

2019年8月
日本認証株式会社
SA 事業部

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さてご承知の通り、このたび消費税法が改正され、2019年10月1日より消費税が8%から10%に引き上げられることとなっています。
消費税率変更に伴い、当社の資格認証事業、及び教育事業における消費税率の取り扱いを以下の通りとさせていただきますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

対象となるサービス・商品

- ・各種資格試験の受験料
- ・各種資格の更新費用
- ・各種講習会の受講料
- ・各種資格の認証カード発行費用
- ・テキスト代

サービス・商品の価格変更について

- ・2019年9月30日までに開催または出荷する場合
税抜価格+消費税率8%の価格にて請求いたします。
- ・2019年10月1日以降に開催または出荷する場合
税抜価格+消費税率10%の価格にて請求いたします。

移行措置について

2019年10月1日以降に開催または出荷するサービス・商品については、申込時期により以下のように対応します。

- ・2019年9月13日（金）までのお申込み：
税抜価格+消費税率8%の価格にて請求いたします。
ご請求金額の内、消費税額を求める場合は10/110を掛けて算出願います。
2019年10月1日以降に新税率10%と旧税率8%との差額を請求することはございません。
- ・2019年9月14日（土）以降のお申込み：
税抜価格+消費税率10%の価格にて請求いたします。

以上